		八　前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務		
第十七条の二第十五項第一号	一　次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社 イ　銀行 ロ　長期信用銀行 ハ　保険会社 ニ　少額短期保険業者	一　信託兼営銀行を子会社とする持株会社		
［略］				
第十七条の三第二項第二号の三	電子決済等代行業	農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業		
第十七条の三第二項第十五号	経営相談等業務	他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託		
［略］				
第十七条の五第一項	いい、同条第一項第十五号に掲げる会社（第十七条の四の三に規定する会社を除く。）を除く	いう	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等
第十七条の五第二項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等		
	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等		

［項を加える。］

［同上］				
第十七条の三第二項第二号の三	電子決済等代行業	農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業		
［項を加える。］				
［同上］				
第十七条の五第一項	いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く	いう	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等
第十七条の五第二項並びに第十七条の七第一項及び第二項	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等		
	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官等		